

○ 8 番（深谷渉議員） 公明党の深谷渉でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

私は、さきの常陸太田市議会議員一般選挙におきまして、市民から負託をいただきまして、5期目の議員活動を開始いたしました。これからの4年間、市民の皆様の命と生活を守るため、また、持続可能な豊かな常陸太田市のまちづくりのために誠心誠意働いていく決意でございます。市長はじめ執行部の皆様には、これからもよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

初めに、空き地・空き家についてでございます。空き地・空き家の適正管理について、お伺いをいたします。

空き地・空き家についての市民の情報提供について、現状とその対応状況をお伺いをいたします。

私は、12年前の2010年に、空き地・空き家が放置されている問題を取り上げ、所有者に空き地・空き家を適正に管理してもらうための条例の制定を急ぐべきであると議会で訴えさせていただきました。

その3年後の2013年に空き地と空き家の適正管理に関する条例がそれぞれ制定がされました。そして、2015年5月に全面施行された国の「空き家対策特別措置法」がさらに後押しになり、空き家の適正な管理を求めるための計画を策定した自治体は、今年3月末時点で1,397市町村に上っております。

特措法の基本の一つが、固定資産税の納税情報を活用した空き家所有者の特定、2つ目が倒壊などのおそれがある空き家への立入調査や所有者への除去命令、3つ目が命令に従わない場合の除去の代執行などを市区町村に認めることでございます。

本市の空き地・空き家の適正管理に関する条例も同様の条文が入っておりますが、その前の段階であります最初の情報提供の部分の条文には、「それぞれ市民は、管理不良、管理不適切な状態である空き地や空き家等を発見したときには、速やかに市長にその情報を提供するものとする」とございます。

そこで、市民の情報提供ですが、提供者の分析や情報提供が市にあった後の市側の対応状況、所有者の反応状況について具体的にお伺いをいたします。

その際、空き地と空き家を立て分けて、今年度と昨年度の相談件数、そして具体的相談内容と市側の対応の結果、当該空き地・空き家の所有者の対応状況をお伺いをいたします。

続きまして、今年度の空き家の実態調査に基づいた空き家バンク登録への積極的アプローチの対策についてお伺いをいたします。

現在、本市へ移住定住等の目的で空き家の問合せが多くなっているにもかかわらず、紹介できる空き家バンクへの登録数が進まないのが現状でございます。

市では今年度中に空き家の実態調査を行うとのことですが、空き家の実態調査を活用して、空き家バンクへの登録を所有者へ積極的にアプローチする対策が必要でないかと考えます。ぜひ、今回の実態調査を生かしていただき、今までと違った対策で、空き家バンク登録数の推進

を図っていただきたいと思います。ご所見をお伺いいたします。

続きまして、マイナンバーカードについてお伺いをいたします。マイナンバーカードの申請とマイナポイント第2弾の申請についてでございます。

マイナンバーカード、以下マイナカードと申し上げます。マイナカードの交付枚数が、7月末時点で日本全人口の45.9%に達しました。マイナカードはデジタル社会の基盤構築に不可欠であり、常陸太田市でも一層の普及に努めてもらいたいと念願するものでございます。

政府の目標は2022年度までにほぼ全ての国民にマイナカードが行き渡るようにすることです。国はマイナカード利用の推進のため、昨年の10月からは健康保険証として利用できるようになり、さらに今年の10月からは、マイナカード利用で通常の保険証利用より有利な仕組みとなります。また、2024年度末までにマイナカードと運転免許証との一体化を図るとしております。

こうした利便性の向上はマイナカード普及に欠かせませんが、目標達成のためにはその取組を一段と強化する必要があります。

そこで、その取組の強化として、公明党としてさきの衆議院選挙に公約に掲げましたマイナポイント第2弾の事業でございます。最大2万円分のポイントが付与されるこの事業が、本年6月30日から本格開始をいたしました。そして、これを機会にマイナカードを申請する方、また、既に申請してカードはありますが、ポイントの申請の仕方が分からないので、その支援を受けている方が増えていると伺っております。

そこで、これらの申請状況についてお伺いをいたします。

次に、マイナカード推進のため、以前より市側がいろいろな場所に出向いて申請を受け付けている、出張申請で行っていると聞きしておりますけれども、その現状をお伺いいたします。

また、直近でのマイナカードの人口に対する交付枚数率について、全国・県内の状況とあわせて、本市の人口に対する交付枚数率をお伺いいたします。

マイナカード最後の質問ですが、マイナカードを持っていない人は9月末までに交付申請しなければ、この2万円分のマイナポイント付与の対象外となります。未取得者には7月26日から交付申請が送付されているようですが、このインセンティブがなくなる9月以降の申請件数の伸びがなくなるのではないかと危惧をしております。

本市の9月以降のマイナンバーカードの推進対策についてご所見をお伺いいたします。

以上で、私の1回目の質問を終わります。ご答弁よろしく願いいたします。

○藤田謙二議長 市民生活部長。

〔高木道安市民生活部長 登壇〕

○高木道安市民生活部長 空き地・空き家についてのご質問のうち、1点目の管理不全な空き地・空き家の情報提供の現状とその対応状況についてのご質問にお答えいたします。

空き家等の情報提供につきましては、空き家等の所有者やその親族、近隣住民や町会長などから情報提供をいただいております。情報提供のあった空き家等につきましては、提供者への聞き取りや現地調査、老朽度・危険度判定を実施いたします。その後、課税登記戸籍情報等を収集し

まして、所有者等を特定し、現状の分かる写真などを添えて、文書による指導を実施しているところがございます。喫緊の対応が必要な場合には、直接所有者宅へ訪問や、電話対応などにより指導しております。また、空き地・空き家等の情報につきましては、関係各課と共有し、事業推進を図っております。

続きまして、相談件数、相談内容、対応結果等につきましては、初めに、今年度の空き家につきましては、5か月間の相談件数は、建物の損傷等が4件、敷地内の庭木の繁茂が13件の17件となっており、このうち、相談対応としましては、文書等による助言が17件、所有者等の調査中が5件となっております。

対応結果としましては、敷地内の除草完了が4件となっております。

昨年度の空き家の相談件数は、建物の損傷等が15件、敷地内の庭木の繁茂が21件の計39件となっており、相談対応としましては、文書等による助言が38件となっております。

対応結果としましては、建物の除去が3件、敷地内の除草完了が16件となっております。

なお、建物の損傷等の主な相談内容としましては、屋根材や外壁材、敷地内に置いてある農業資材等の飛散するおそれのあるもの、ツタ類が家屋を覆い竹等が侵入しているもの、敷地周りの塀が傾いているものなどがございました。

続きまして、今年度の空き地の相談件数は、雑草や立木、竹等の繁茂が計11件となっており、相談対応としましては、文書等による助言が8件、調査中が3件となっております。

対応結果としましては、除草完了が5件となっております。

昨年度の空き地の相談件数は、雑草や立木、竹等の繁茂が計23件となっており、相談対応としましては、文書等による助言が23件となっております。

対応結果としましては、除草完了が14件となっているところでございます。

続きまして、マイナンバーカード申請とマイナポイント第2弾の手続について、4点のご質問にお答えいたします。

初めに、マイナポイント第2弾が本格開始した6月30日以降のマイナンバーカード申請と、マイナポイント申請支援状況についてお答えいたします。

マイナポイント第2弾開始以前の5月の状況でございますが、申請件数が218件、マイナポイント申請支援件数が58件でございました。

第2弾開始後の状況でございますが、7月の申請件数662件、マイナポイント申請支援件数が367件でございます。マイナポイント第2弾本格開始後から申請件数が増加している状況でございます。

次に、2点目の出張申請の状況についてお答えいたします。

8月末現在の状況でございますが、42団体に出張申請を実施し、395人の申請を受け付けました。出張申請における主な団体は、町会、事業所等でございます。

また、朝市や図書館においても予約なしで受け付けを行う出張申請サポートを実施したところ、朝市においては40人、図書館においては65人と、大変多くの方から申請がございました。

参考としまして、出張申請の利用者からいただいている主な意見でございますが、身近な場所

に来てもらい安心して申請することができた。また、仕事でなかなか申請に行くことができなかったが、職場で申請することができて助かった。写真も無料で撮影してくれてよかった。ライトや背景などにも配慮されていて抵抗なく撮影できたなど、好意的な意見をいただいているところでございます。

次に、３点目の直近におけるマイナンバーカードの本市人口に対する交付枚数率でございますが、８月２１日現在の交付枚数は１万９,６５０件、交付率は３９.９％で、県内で３４位ということでございます。

なお、県全体での交付率は４４.７％、全国では４６.９％という状況でございます。

続きまして、４点目のマイナンバーカード申請の推進体制でございますが、まず、４月に市民課内にマイナンバー推進室を設置し、マイナンバーカードの取得促進を図っているところでございます。

これまで行ってきた出張申請に加え、新たに市内商業施設等においても出張申請を実施するとともに、じょうずるハウスなど親子が利用する施設でも積極的に実施していくことを考えてございます。

また、本定例会に補正予算を上程してございますが、デジタル化の基盤として必要不可欠なマイナンバーカードの普及促進及びコロナ禍において市民の接触機会の低減と利便性の向上を図るため、茨城電子申請届出サービスから申請することにより、１人当たり５,０００円分のペイペイギフトカードまたはクオカードの贈呈を実施するものでございます。

こうした取組を通じまして、マイナンバーカードの申請推進に取り組んでまいります。

○藤田謙二議長 企画部長。

〔岡部光洋企画部長 登壇〕

○岡部光洋企画部長 空き地・空き家の適正管理について、２点目の今年度の空き家の実態調査に基づく空き家バンク登録への積極的アプローチの対策についてのご質問にお答えいたします。

本市におきましては、平成２７年度より、空き家の適正管理と並行して空き家の有効活用により本市への移住定住促進を図るため、空き家バンクを開設し、事業を推進してきておりまして、現在は空き地の登録も行っているところでございます。

空き家バンクのこれまでの成約件数につきましては、令和４年８月現在の累計で１０７件となっております。一定の成果が得られているものと考えてございます。

空き家バンク制度開始からこの間の課題といたしましては、空き家物件の登録件数に対しまして利用希望者の登録件数が多く、より多くの物件を登録してもらうことが課題となっておりまして、物件登録を促すために、これまでに、空き家バンク登録物件に対して利用できる家財道具処分費用助成や、見守り費用助成、除草・剪定費用助成などの費用面での助成支援や、制度を広く知っていただくため、固定資産税の納税通知書に空き家バンク登録の案内チラシの同封や、町会長さんに本制度の説明を行い、情報提供のお願いするなどにより、物件登録の増加に努めてきたところでございます。

今年度におきましては、市内全域の空き家の実態調査を進めてまいりますので、調査データに

基づく空き家情報を精査、有効に活用し、新たな物件の掘り起こしを行ってまいりますとともに、利活用可能な程度のよい物件につきましては、所有者への積極的な登録案内を行ってまいりたいと考えてございます。

また、空き家の実態調査におきましては、その住居の外観などから状態を判断いたしまして、老朽度ランクとして程度のよいものから順にAからDまでの4段階に分類し、データ管理を行ってまいります。

このうち、空き家バンクへの登録につきましては、軽易な修繕で活用可能なA及びBランクの空き家の登録を市として行ってまいりましたが、大規模な修繕が必要となりますCランク物件の登録につきまして、本事業の協定を結んでいる茨城県宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会と、その取扱いにつきまして拡大できないか、協議・検討を行ってまいりたいと考えております。

なお、令和4年7月末現在の空き家の老朽度ランクの件数につきましては、Aランクの物件が8件、Bランクの物件が135件、Cランクの物件が603件、Dランクの物件が160件となっております。

このほか、所有者への登録促進や、老朽度の進んだ物件登録案件などにつきまして、先進的な他自治体の取組などの調査研究を行い、登録物件数の確保を図り、移住定住促進につなげてまいりたいと存じます。

○藤田謙二議長 深谷議員。

〔8番 深谷渉議員 質問者席へ〕

○8番（深谷渉議員） ただいまご答弁大変ありがとうございました。それでは、2回目の質問をさせていただきます。

空き地・空き家の適正管理についてでございます。

相談件数と、あと内容等を詳細にお伺いできまして、大変ありがとうございます。

相談件数とその対応結果、市で対応した結果のあとの部分なんですけれども、例えば、昨年度の空き家の相談件数は39件ということで、1件を残して38件が文書等による助言を行った結果、建物の除去が3件、敷地内の除草完了が16件ですから、19件の所有者が対応してくれたわけでございますけれども、残り20件については、所有者は対応をされておられません。

同じく、空き地の場合も同様で、昨年度は相談件数23件で、助言を23件行った結果、14件が除草対応をいたしましたけれども、9件は所有者の対応はございません。

所有者の対応がない場合は、その後は市としてどのような対応となっていくのか、その部分をお伺いしたいと思います。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。市民生活部長。

○高木道安市民生活部長 空き地・空き家についての2回目のご質問にお答えいたします。

市が助言による通知等を行ったにもかかわらず、所有者等の対応がなかったものについてのその後対応につきましては、通知後、所有者等が必要な対応を行っているかどうか確認するため現地に出向いて、定期的な経過観察を行っております。それでも対応してもらえない場合につきましては、再度の通知をするほか、電話連絡、所有者宅への訪問等によりその事案に応じた対応を

行い、速やかに対処してもらうよう努めているところでございます。

○藤田謙二議長 深谷議員。

○8番（深谷渉議員） ありがとうございます。

市側が強硬に出ると、そのあとの条例で定めている部分の対応に、処置命令とか、そういったのが出ると感情に訴えてしまって、難しい部分があるかと思います。しっかりその辺の対応を丁寧に行っていただいて、相談された方に対してのその後の対応状況等をしっかりとお伝え願えればなと思っております。

次に、私、今回多くの地域を回ってみまして、皆さんもそうかと思うんですけども、急激に空き地や空き家が増えている現状を改めて考えさせられました。

所有者がどこに行ったか分からない、空き地の雑草繁茂や、大木となった立木から落ち葉や、また、枝が自分の敷地に張り出して困っている市民に何人かお会いをいたしました。しかし、そういう場合に、市民が情報提供することにより条例に基づいて調査をしてもらえるという、市民に言うということが、市民に十分浸透していないのではないかと感じております。

ただいま相談件数の答弁をお聞きしましたが、まだその感がまだちょっと拭えないなという気がしております。

ここで市民へのこの条例の周知、周知の対策を改めてお願いしたいと思いますが、そのお考えを伺います。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。市民生活部長。

○高木道安市民生活部長 周知の方法につきましては、現在広報誌への掲載をはじめ、空き地・空き家の適正管理及び空き家の利活用に向けた空き家バンクの登録等についてのチラシを作成いたしまして、固定資産税の納付をする際に同封し、所有者または納税管理人全員に対しまして制度の周知を図っているところでございます。

また、町会長への会議におきましても制度の周知を行っているほか、地域内で空き家等の問題等が発生した場合には速やかに情報提供いただけるような連携も図っているところでございます。

○藤田謙二議長 深谷議員。

○8番（深谷渉議員） 十分な周知をよろしくお願いいたします。

次に、空き家バンク登録への積極的アプローチでございます。

答弁の中に、今までA・Bランク中心に登録ということを超えまして、Cランクにまで、今、宅建業者等々、不動産協会等の取扱いについて協議をしていくということでございまして、踏み込んだ答弁、大変にありがとうございます。

これは、いろんな地域で同じような対応を苦慮しているところもございます。自治体の中には、子育て世帯や高齢者を対象に自治体がリフォームして低家賃で貸し出したり、都市住民が地方にも生活拠点を設ける2地域居住に空き家を活用するといった取組に注力をしているところもございます。また、若者支援の一環として、大学生向けのシェアハウスや、若手芸術家のアトリエに空き家を使う試み等々、古民家として再生して観光資源にする取組も注目をされております。ぜひ本市でも踏み込んだ対策をしっかりとお願いしたいと思います。

続きまして、マイナンバーカードでございます。

数字等をお伺いしまして、やはり出張申請、6月30日からかなり申請が増えたという状況を理解をいたしました。しかしながら、これ9月末までということになりますので、この出張申請がこれから非常に有効であるのかなという思いを致しました。しっかりとその辺の対策をお願いしたいと思います。

現在の交付枚数でございますけれども、努力しているにもかかわらずなかなか伸びないという、歯がゆい思いでそのパーセントを聞きました。県内44市町村中34位ということでございます。高齢化の本市だからなのかなというふうに思いつつ、ちょっとランクを見てみますと、これ、ちょっと私は7月末の段階なんですけども、太子町は7月末で43.4%にもなっているんですよ。そういった意味で一概に高齢化のところはなかなか難しいんだということも言えないのかなというふうに思いまして、やっぱりこう、対策の、どうそうするかが問題かなと思っております。しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

そこで、その対策としてですね、その他、今定例会の議案で出ております茨城電子申請届出サービスから申請することによって、1人当たり5,000円分のペイペイギフトカードまたはクオカードの贈呈があるということですが、贈呈までのプロセスがちょっと、私なんか分かりにくいなと思いつつですね、この部分は補正予算の議案となっておりますことから、詳細、今後、これからは譲りますけれども、その際はよろしくお願ひしたいと思ひます。

そこで1点なんですけども、私は、茨城電子申請・届出サービスという内容自体がよく分からなくてですね、本市のホームページから入れるのかなと思ったら、なかなか見付けるのが難しかったんですよ。ほかのところどうかなと思ひまして、日立市のホームページに入りますとトップページにもう既にそこに、茨城電子申請・届出サービスのアイコンがもうすぐあるんですよ。ひたちなか市も電子サービスのアイコンがあつて、そのアイコンから1回やると、全般的な電子サービスが出てきて、その中に茨城電子申請サービスというのがすぐ出てきて、ストレスなくたどり着くんですけど、なかなか本市、たどり着かないという部分がありまして、今回オンライン化として、電子サービス34件から200件程度に拡充するという補正予算も出ております。その点、今、どのようにお考えなのかお伺ひしたいと思ひます。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。市民生活部長。

○高木道安市民生活部長 ホームページにつきましては、誰でも分かりやすく利用しやすいものに、今後、改修していくというふうに考えております。

○藤田謙二議長 深谷議員。

○8番（深谷渉議員） ありがとうございます。ぜひリニューアルをお願いしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終了いたします。大変ありがとうございました。